

交通安全情報



警視庁交通部

自転車の傘差し運転は違反です！



傘を差したり、物を持つなどの行為により視野を妨げたり、安定を失うような方法で運転してはいけません。

○道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条

傘差し運転にはこんな危険が..

1 片手運転になり、正確なハンドル操作が困難となり、転倒や接触事故につながる。



2 ブレーキを前後輪同時にかけれず万が一の時に安全に止まれない。



3 傘で視野を妨げられ、歩行者や車の発見が遅れる。

傘差し運転をしていなければ..と思う前に

雨の日に自転車に乗る時は
レインウェアを着ましょう！



警視庁交通部
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

